

市有財産賃貸借契約書

徳島市（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）との間に、つぎのとおり市有財産賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲所有の末尾記載の物件（以下、本物件という。）を駐車場として乙に賃貸し、乙は、これを借り受けるものとする。

（期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、年額○,○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○,○○○円を含む）とする。

2 前項の賃貸借料については月額○○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○,○○○円を含む。）の12回払いとし、その支払いは、甲が発行する納入通知書により毎月末日までに納入するものとする。

3 物価の変動、その他特別の理由により、本契約による賃貸借料が著しく不適当と認められるときは、契約期間中においても、甲乙協議のうえ賃貸借料を変更することができる。

（遅延利息）

第4条 乙が前条の賃貸借料を指定の期日までに納入しないときは、甲は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、公有財産規則（昭和39年徳島市規則第52号）第28条及び附則第4項に定める遅延利息を徴収するものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、賃貸借期間の初日に乙に対し、本物件を引き渡すものとする。

（保存費用）

第6条 乙は、本物件を善良な管理者の注意をもって管理し、維持修繕その他の保存に必要な費用を負担するものとする。

2 乙が前項の注意を怠り、又はその他の理由により、甲に損害を与えたときは、甲の調定する損害額を賠償し、又は損傷した物件を原状に回復しなければならない。

（管理責任）

第7条 駐車場の管理・運営については乙が一切の責任を負うものとする。

2 第2条の貸付け期間内及び本契約終了により乙が本物件を返還するまでの間、乙は、本物件の美観維持に努め、本物件において駐車場を管理・運営することによって生じる利用者、近隣住民等からのトラブル、苦情等について一切の責任を負い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（用途の制限）

第8条 乙は本物件を駐車場として使用しなければならない。

2 本物件は、第三者（従業員、その他これに類する者と認められる者以外の者）に対して、有料で貸し付けることを目的として使用することはできない。

(禁止行為)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで現状に変更を加え、建物、工作物等を増改築し、若しくは、契約の目的以外の用途に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

(契約の解除)

第10条 次の各号の一に該当するときは、貸付け期間中といえども、甲は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (2) 乙が、別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (3) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 甲又は国、他の地方公共団体、その他の公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。

2 甲は前項（第4号を除く。）の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときはその損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第11条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により契約を解除されたときは、直ちに原状に回復し、甲に本物件を返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めるときはその限りでない。

2 乙が前項の義務を履行しない場合は、甲がこれを代行し、これに要した費用は、乙が負担するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第10条の規定によりこの契約を解除された場合において、本物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(定めのない事項の処理)

第13条 本契約に定めのないことで、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、徳島市役所所在地を管轄区域とする徳島地方裁判所とする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者
徳島市長 遠藤 彰良

乙 徳島市▲▲▲▲▲
●●●●●●
取締役 × × × ×

物件の表示

徳島市中徳島町二丁目5番1
宅地
634.41m²のうち304.96m² (西側)

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。